

# 負担限度額認定について

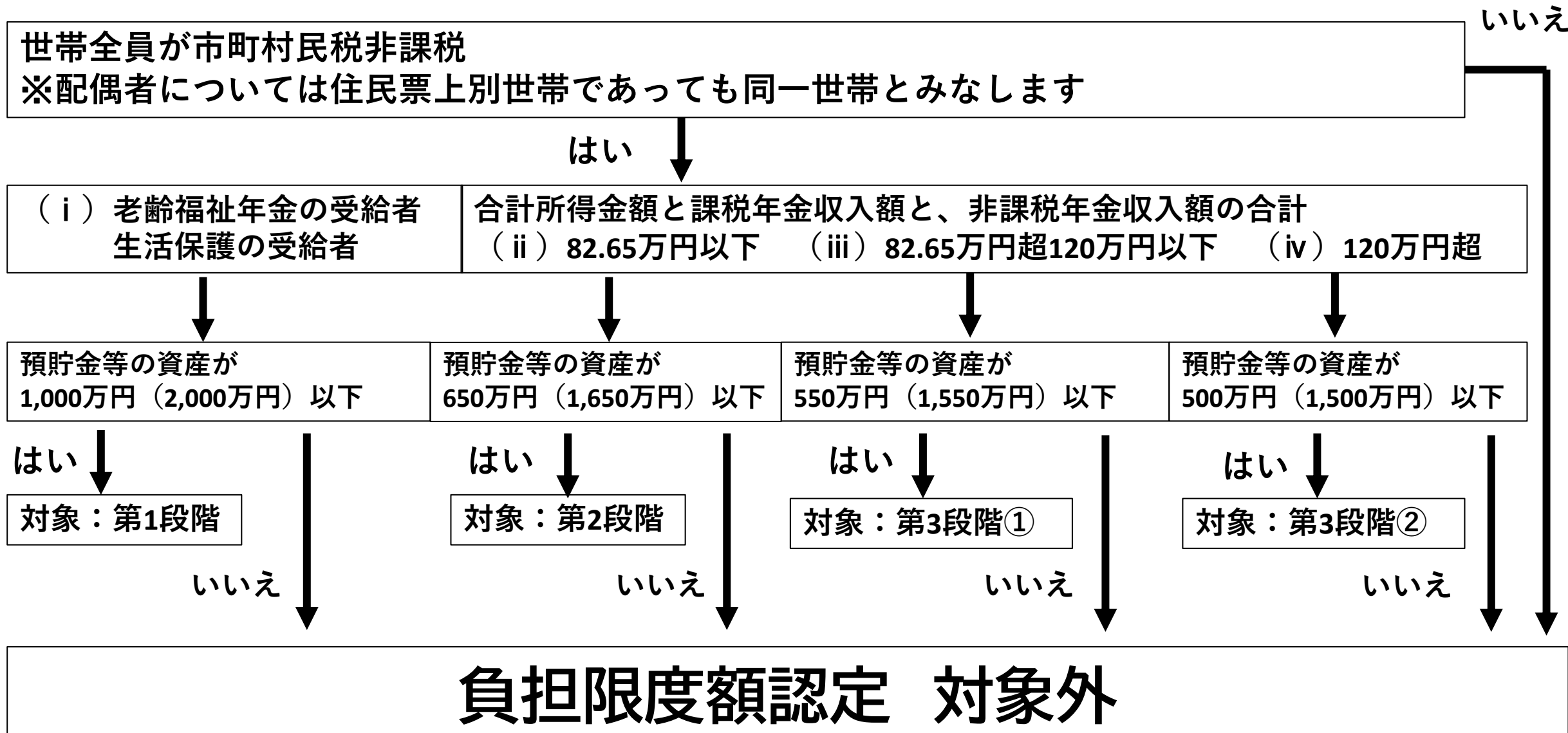
## ○食費・居住費の負担軽減制度

～令和8年8月利用分から負担限度額・基準費用額が引き上がります～

介護保険施設サービスを利用した場合、サービス費の自己負担分に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

ただし、収入等が低い方のサービス利用が困難にならないよう、住民税が非課税世帯でかつ預貯金等が限度額以下の方は、申請により食費、居住費について、所得に応じた自己負担の限度額が設定されます。

## ○負担限度額認定証の交付対象者の判定の流れ



## ○負担限度額（1日あたり）

			基準費用額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費 【ショートステイの場合】			1,545円	300円 【300円】	390円 【600円】	680円 【1,030円】	1,420円 【1,360円】
居住費	多床室	特養等	915円	0円	430円	430円	530円
		老健・医療院	697円	0円	430円	430円	530円
		老健・医療院等	437円	0円	430円	430円	430円
	従来型個室	特養等	1,231円	380円	480円	880円	980円
		老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円	1,470円
		ユニット型個室的多床室	1,728円	550円	550円	1,370円	1,470円
	ユニット型個室	2,066円	880円	880円	1,370円	1,470円	